

《参考》

全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの概要

項 目		全体スライド (契約約款第 26 条第 1 項から第 4 項)	単品スライド (契約約款第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約約款第 26 条第 6 項)
適用対象工事		工期が 12 か月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が 2 か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 ただし、当該請求の際に、残工期が 2 か月以上ある工事	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が 2 か月以上ある工事
請負額変更の方法	対 象	請負契約締結の日から 12 か月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払を行った出来形部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類等）	賃金水準の変更が通知された日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% (ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1.0% (30 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12 か月経過後に適用可能)	なし (部分払を行った出来形部分を除いた工期内すべての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)